

国民年金保険料の免除・猶予制度をご利用ください

本人・世帯主・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下、または経済的理由などにより保険料の納付が困難な方のために、保険料の免除・猶予制度、学生納付特例制度があります。保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず、保険料の免除・猶予や納付特例制度をご利用ください。保険料が未納のままでは、将来の老齢基礎年金に反映されず、減額や受け取れない場合があります。

また、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した時に、障がい基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。なお、平成30年9月までに限り、過去5年分まで納めることができる制度がありますので、ご利用ください。

免除制度などの概要（平成28年度）

制度名	免除後の月額保険料	老齢基礎年金額への反映割合 〔（ ）は平成21年3月分まで〕	前年所得の審査対象者	年金を受給するとき	あとから保険料を納めたいとき
全額免除	0円	2分の1 (3分の1)	本人 (失業の場合は除く) +世帯主 +配偶者	保険料納付済期間と同じ扱いです。	10年以内なら納めることができます。 (ただし、3年目以降は加算金がつきます。)
4分の3免除	4,070円	8分の5 (2分の1)			
半額免除	8,130円	4分の3 (3分の2)			
4分の1免除	12,200円	8分の7 (6分の5)			
若年者納付猶予 (50歳未満)	0円	年金額に反映されません。	本人+配偶者		
学生納付特例	0円	年金額に反映されません。	本人のみ		
未納	-	年金額に反映されません。	-	年金が受けられない場合があります。	2年を過ぎると納めることが出来ません。

※一部免除を受けた方でも、減額された免除後の保険料を納めない場合は、未納期間として取り扱われますので、忘れずに保険料の納付をお願いいたします。

※承認期間中の病気やケガが原因で障がい者になった場合には、障がいの程度に応じて障がい基礎年金が支給されます。ただし、承認期間以外に保険料の未納期間があると支給されないこともあります。

免除・猶予などの期間（申請は、原則として毎年度必要です）

- 各免除・猶予 7月から翌年6月
- 学生納付特例 4月から翌年3月

申請期限

- 平成28年度分の申請は随時受け付けています。
- 保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1ヵ月前までの期間）について、さかのぼって免除などを申請できます。
- 過去分の免除などの申請は、申告が遅れると申請できる期間が短くなりますので、すみやかに申請してください。

申請の際に必要なもの

年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格者証または離職票のコピー（失業の場合）、学生証の写しまたは在学証明書（学生の場合）



お問い合わせ先

役場町民課町民生活グループ（戸籍年金担当） ☎ 25-2157
北見年金事務所（国民年金課） ☎ 0157-25-9635